

契約種別の個別事項について

ご契約内容の詳細については、当社ホームページ等で公開しております「家庭用高効率給湯器契約」をご確認ください。

家庭用高効率給湯器契約

(税込)

料金は、料金表①に基づき算定した基本料金と従量料金の合計額から、料金表②の割引率を乗じて算定した割引額を差し引いた金額といたします。 ※ご使用量が0mのとき割引はありません。

| 料金表① | | | |
|------|--------------|----------------|---------|
| A | 0mから15mまで | 913.00円 | 246.76円 |
| B | 15mを超え30mまで | 1,133.00円 | 232.10円 |
| C | 30mを超え100mまで | 1,562.00円 | 217.80円 |
| D | 100mを超える場合 | 2,167.00円 | 211.75円 |
| 料金表② | | | |
| 割引率 | 2% | 割引上限額 (1か月につき) | 2,200円 |

| ガス機器の条件 | | | 約款名称 |
|----------------------------|--------|------|--------------|
| 定格給湯能力が60号以下の高効率給湯器を使用すること | | | 家庭用高効率給湯器契約 |
| 用途の条件 | 最低利用期間 | 割引制度 | 西部ガスのおんしんバック |
| 家庭用 | 有 | - | - |

【最低利用期間について】

最低利用期間とは、ガスの使用開始日から同日が属する月の翌月を起算月として12 か月目の月の定例検針日までをいいます。

最低利用期間を待たずに解約された場合は、新たな使用のお申し込みを承諾できないことがあります。（一般ガス契約を除く。）

【ガス機器および用途の条件について】

①ガス機器および用途の条件を満たしていない場合は、お申し込みいただくことはできません。

ただし、用途の条件については、店舗・作業場・事務所等と併用している住宅であっても家庭用に限定された契約種別を適用できることがあります。

②ガス機器の設置状況等を確認させていただきため、お客さま宅をご訪問させていただく場合があります。

③条件を満たさなくなった場合は、速やかにその旨を当社へ連絡していただきます。

④条件を満たさなくなった場合は、当社は当該ガス需給契約を解約し、一般ガス供給約款を適用することがあります。

⑤条件を満たさなくてガスをご使用の場合は、約款の定めにより精算する金額を申し受ける場合があります。